破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３５０２号
福岡市博多区諸岡４丁目34番６号、住民票上の住所福岡県糟屋郡新宮町大字三代883番地11
破産者　小西　惠子
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１号
佐賀県伊万里市波多津町辻514番地
破産者　松本　誠司
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９０号
佐賀県伊万里市山代町立岩1677番地１
破産者　江頭　昭代
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９１号
佐賀県伊万里市山代町立岩1677番地１
破産者　江頭　一彦
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０７号
佐賀県鹿島市大字納富分甲179番地３
破産者　野中　満治
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８３号
佐賀県西松浦郡有田町原明乙１番地２
破産者　浦川　貴稔
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４４号
宮城県栗原市栗駒猿飛来漆沢119番地
破産者　千葉　敏男
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
宮城県栗原市築館字太田中島81番地２
破産者　大橋美記子
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
宮城県大崎市田尻大嶺字北山104番地
破産者　佐藤　よし
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
宮城県大崎市三本木蟻ケ袋字混内山１番地
三本木混内山住宅３号棟102号
破産者　廣瀬　裕昭
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
宮城県栗原市瀬峰下田216番地85
破産者　阿部　光宏
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
宮城県大崎市田尻八幡字鍛治町66番地４
破産者　山口　　誠
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
群馬県渋川市八木原976番地４　トロワハイツＢ―202、申立時の住所群馬県前橋市青柳町831番地６
破産者　大島美智子
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
群馬県前橋市天川大島町146番地４
破産者　阿部　治子（旧姓北爪）
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６３号
福岡県糸島市前原東３丁目13番74号
破産者　平野　一平
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７３号
鹿児島県日置市伊集院町飯牟礼908番地15
破産者　鹿丸　克己
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３０号
福岡市南区長住５丁目16番１―601号
破産者　山本　　晋
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３２号
札幌市北区北27条西13丁目４番11号
破産者　高橋　博人
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６９号
仙台市泉区歩坂町57番15号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ３棟３、開始決定時の住所仙台市泉区向陽台５丁目22番８号
破産者　藤里　圭二
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係